

ID: 398

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	介護予防サービス計画費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第58条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第58条第7項において準用する法第41条第2項の規定による。 (介護予防サービス計画費の支給) 第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日